

令和5年第2回（3月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	第2号議案	吉川市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1
2	第3号議案	吉川市介護福祉総合条例及び吉川市こども発達センター条例の一部を改正する条例	3
3	第4号議案	吉川市地域公共交通協議会条例	8
4	第5号議案	吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	11
5	第6号議案	吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19
6	第7号議案	吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	21
7	第8号議案	吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	26
8	第9号議案	吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	30
9	第10号議案	吉川市手数料条例等の一部を改正する条例	36
10	第11号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	39
11	第12号議案	令和4年度吉川市一般会計補正予算（第10号）	—
12	第13号議案	令和4年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	—
13	第14号議案	令和4年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	—
14	第15号議案	令和4年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	—
15	第16号議案	令和4年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	—
16	第17号議案	令和4年度吉川市水道事業会計補正予算（第3号）	—
17	第18号議案	令和4年度吉川市下水道事業会計補正予算（第2号）	—
18	第19号議案	令和5年度吉川市一般会計予算	—
19	第20号議案	令和5年度吉川市国民健康保険特別会計予算	—
20	第21号議案	令和5年度吉川市農業集落排水事業特別会計予算	—
21	第22号議案	令和5年度吉川市介護保険特別会計予算	—

22	第 23 号議案	令和 5 年度吉川市後期高齢者医療特別会計予算	—
23	第 24 号議案	令和 5 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業 特別会計予算	—
24	第 25 号議案	令和 5 年度吉川市水道事業会計予算	—
25	第 26 号議案	令和 5 年度吉川市下水道事業会計予算	—
26	第 27 号議案	吉川市印鑑条例及び吉川市手数料条例の特例に関する条例の 一部を改正する条例	40
27	第 28 号議案	工事請負契約の締結について	43

第2号議案

吉川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

吉川市国民健康保険条例（昭和34年吉川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。<u>ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>420,000円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和5年2月27日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を引き上げたいので、この案を提出するものである。

第3号議案

吉川市介護福祉総合条例及び吉川市こども発達センター条例の一部を改正する条例
(吉川市介護福祉総合条例の一部改正)

第1条 吉川市介護福祉総合条例(平成12年吉川市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 難病患者 治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。</p> <p>(7)及び(8) 略</p> <p>(9) 障害児 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(15歳未満の者にあつては、障害を有する本人。以下同じ。)、療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 難病患者 治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。</p> <p>(7)及び(8) 略</p> <p>(9) 障害児 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(15歳未満の者にあつては、障害を有する本人。以下同じ。)、療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達</p>

<p>障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)及び治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度である者で、18歳未満であるものをいう。</p> <p>(10)～(22) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7条 市は、法令及びこの条例に定めるところにより、次に掲げる介護福祉を行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 身体障害者に対する福祉施策</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ 障害者総合支援法第77条第1項第6号に規定する事業のうち、日常生活上の便宜を図るための用具であって<u>主務大臣</u>が定めるものの給付又は貸与に係る事業（以下「障害者日常生活用具の給付等」という。）</p> <p>シ～ヘ 略</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(条例で定める介護福祉の内容)</p> <p>第8条 前条に掲げる介護福祉のうち条例で定める介護福祉（介護保険給付以外のものをいう。以下この節において同じ。）の内容は、次の各</p>	<p>障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)及び治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度である者で、18歳未満であるものをいう。</p> <p>(10)～(22) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7条 市は、法令及びこの条例に定めるところにより、次に掲げる介護福祉を行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 身体障害者に対する福祉施策</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ 障害者総合支援法第77条第1項第6号に規定する事業のうち、日常生活上の便宜を図るための用具であって<u>厚生労働大臣</u>が定めるものの給付又は貸与に係る事業（以下「障害者日常生活用具の給付等」という。）</p> <p>シ～ヘ 略</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(条例で定める介護福祉の内容)</p> <p>第8条 前条に掲げる介護福祉のうち条例で定める介護福祉（介護保険給付以外のものをいう。以下この節において同じ。）の内容は、次の各</p>
---	---

号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(21) 略

(22) 障害福祉サービス等利用者負担助成 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス若しくは児童福祉法第21条の5の2各号に掲げる障害児通所支援又は次のいずれかの福祉施策を利用した者が当該障害福祉サービス又は福祉施策に要した費用の合計額から当該費用につき障害者総合支援法第29条第1項の規定により支給された介護給付費及び訓練等給付費並びに同法第30条第1項の規定により支給された特例介護給付費及び特例訓練等給付費の額を控除して得た額並びに当該福祉施策につき第24条の12第3項の規定により負担する額の合計額（以下この号において「法令の規定による負担額」という。）が同法第29条第3項第1号の主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び第2号の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額の合計額（以下この号において「負担上限月額」という。）を超えるときに法令の規定による負担額から負担上限月額を控除して得た額を当該利用した者（障害児にあつては、障害児の保護者）に助成する施策

ア～オ 略

(23)～(28) 略

2 略

号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(21) 略

(22) 障害福祉サービス等利用者負担助成 障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス若しくは児童福祉法第21条の5の2各号に掲げる障害児通所支援又は次のいずれかの福祉施策を利用した者が当該障害福祉サービス又は福祉施策に要した費用の合計額から当該費用につき同法第29条第1項の規定により支給された介護給付費及び訓練等給付費並びに同法第30条第1項の規定により支給された特例介護給付費及び特例訓練等給付費の額を控除して得た額並びに当該福祉施策につき第24条の12第3項の規定により負担する額の合計額（以下この号において「法令の規定による負担額」という。）が同法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び第2号の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額の合計額（以下この号において「負担上限月額」という。）を超えるときに法令の規定による負担額から負担上限月額を控除して得た額を当該利用した者（障害児にあつては、障害児の保護者）に助成する施策

ア～オ 略

(23)～(28) 略

2 略

--	--

(吉川市子ども発達センター条例の一部改正)

第2条 吉川市子ども発達センター条例（平成14年吉川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(利用料)</p> <p>第10条 第2条第1号及び第2号に掲げる事業を利用する児童（通所給付決定に係る児童に限る。）の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を利用料として市長に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(利用料)</p> <p>第10条 第2条第1号及び第2号に掲げる事業を利用する児童（通所給付決定に係る児童に限る。）の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を利用料として市長に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月27日提出

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第4号議案

吉川市地域公共交通協議会条例

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（法第5条第1項に規定する地域公共交通計画をいう。次条において同じ。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定に基づき、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、吉川市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 市内の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金に係る協議に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し、協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第2条第2号に規定する公共交通事業者等の代表者又はその指名を受けた者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名を受けた者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者
- (4) 関係する行政機関の職員
- (5) 学識経験者
- (6) 市民
- (7) 市の職員

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 協議会は、必要に応じ、分科会を設置することができる。

2 分科会の委員は、第3条第2項に規定する者のうち、会長が必要と認めたものとする。

3 前2条の規定は、分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは、「分科会」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年吉川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）		
区分		報酬額	区分		報酬額
略			略		
地域公共交通 協議会委員	会長	日額 7,900 円			
	委員	日額 6,600 円			

令和5年2月27日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、必要な協議を行うための吉川市地域公共交通協議会を設置したいので、この案を提出するものである。

第5号議案

吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年吉川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）				別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）			
(1)～(13) 略				(1)～(13) 略			
(14) 吉川美南駅東口周辺地区地区整備計画区域				(14) 吉川美南駅東口周辺地区地区整備計画区域			
地区の区分	用途の制限	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	地区の区分	用途の制限	敷地面積の最低限度	高さの最高限度
略				略			
C地区 (吉川美南駅東口周辺地区地区計画の計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場	200平方メートル ただし、次のいずれかに該当する建築物については、 (1) 公衆便所又は巡査派出所	20メートル				

	<p>外車券売場その他これらに類するものの</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 畜舎 (動物病院、ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するもの及び建築物に附属する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)</p> <p>(4) 倉庫 (建築物に附属するものを</p>	<p>(2) 令第130条の4に定めるもの</p>		
--	--	---------------------------	--	--

	除く。)			
D 地区 (吉川美 南駅東口 周辺地区 地区計画 の計画図 に表示す るD地区 をい う。)	次に掲げ る建築物 は、建築し てはならな い。 (1) 自動車 教習所 (2) 畜舎 (動物病 院、ペッ トショッ プ、ペッ トホテル その他こ れらに類 するもの 及び建築 物に附属 する床面 積の合計 が15平 方メート ル以下の ものを除 く。) (3) 倉庫 (倉庫の 用途に供	150平 方メートル ただし、 次のいずれ かに該当す る建築物に ついては、 この限りで ない。 (1) 公衆便 所又は巡 査派出所 (2) 令第1 30条の 4に定め るもの	20 メート ル	

	<p>する部分 の床面積 の合計が 1,500平方メ ートル以 下のもの を除く。)</p> <p>(4) 工場 (令第1 30条の 6に規定 するもの を除く。)</p> <p>(5) 危険物 の貯蔵又 は処理に 供するも の(敷地 内建築物 の供給処 理に伴う ものを除 く。)</p> <p>(6) ガソリ ンスタン ド</p>			
--	---	--	--	--

<p>E 地区 （吉川美 南駅東口 周辺地区 地区計画 の計画図 に表示す るE地区 をい う。）</p>	<p>次に掲げ る建築物 は、建築し てはならな い。 (1) 店舗、 飲食店、 事務所そ の他これ らに類す る用途に 供するも のでその 用途に供 する部分 の床面積 の合計が 150平 方メート ルを超え るもの (2) 大学、 高等専門 学校、専 修学校そ の他これ らに類す るもの (3) 病院</p>	<p>150平 方メートル ただし、 次のいずれ かに該当す る建築物に ついては、 この限りで ない。 (1) 公衆便 所又は巡 査派出所 (2) 令第1 30条の 4に定め るもの</p>	<p>12 メート ル</p>	
---	---	--	-------------------------	--

	<p>(4) ホテル 又は旅館</p> <p>(5) ボーリング場、 スケート 場、水泳 場及び令 第130 条の6の 2で定め る運動施 設</p> <p>(6) 自動車 教習所</p> <p>(7) 畜舎 (動物病 院、ペッ トショッ プ、ペッ トホテル その他こ れらに類 するもの 及び建築 物に附属 する床面 積の合計 が15平 方メートル</p>			
--	---	--	--	--

	<p>ル以下の ものを除 く。)</p> <p>(8) 倉庫 (建築物 に附属す るものを 除く。)</p> <p>(9) 自動車 車庫 (建 築物に附 属するも のを除 く。)</p> <p>(10) 工場 (令第1 30条の 6に規定 するもの を除 く。)</p> <p>(11) 危険 物の貯蔵 又は処理 に供する もの (敷 地内建築 物の供給 処理に伴</p>			
--	--	--	--	--

	うものを 除く。)			
	(12) 集会 場（業と して葬儀 を行うも のに限 る。）			
	(13) ガソ リンスタ ンド			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月27日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該計画の区域内における建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築物の制限を定めたいので、この案を提出するものである。

第6号議案

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
第25条 <u>削除</u>	<p style="text-align: center;"><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> 第25条 <u>特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月27日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運

営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、懲戒権に係る規定を削除したいので、この案を提出するものである。

第7号議案

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備の基準)</p> <p>第8条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備の一部と併せて設置する他の社会福祉施設等の設備を兼ねることができる。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び</u></p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備の基準)</p> <p>第8条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備の一部と併せて設置する他の社会福祉施設等の設備を兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備については、この限りでない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努</u></p>

<p><u>食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならぬ。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準)</p> <p>第15条 第8条の規定は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の職員について準用する。この場合において、同条中「設備」とあるのは、「職員」と読み替えるものとする。</p> <p>(非常災害の備え)</p> <p>第17条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第17条の2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての</u></p>	<p>めなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準)</p> <p>第15条 第8条の規定は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の職員について準用する。この場合において、同条本文中「設備」とあるのは「職員」と、<u>同条ただし書中「保育室及び各事業所に特有の設備」とあるのは「利用乳幼児の保育に直接従事する職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(非常災害の備え)</p> <p>第17条 略</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第17条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）

<p><u>を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>第20条 <u>削除</u></p>	<p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p>第20条 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>
---	---

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第17条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月27日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、利用乳幼児の安全の確保に関する計画の策定及びバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定等を定めるとともに、懲戒権に係る規定を削除したいので、この案を提出するものである。

第8号議案

吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(衛生管理等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(非常災害対策)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第17条の2 放課後児童健全育成事業者は、利</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p>

用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第17条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することが

<p><u>できる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第19条 略</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第19条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第19条 略</p>
--	-------------------------------

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第17条の2の

規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月27日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、利用者の安全の確保に関する計画及び感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定並びに自動車を運行する場合の利用者の所在の確認に係る規定等を定めたいので、この案を提出するものである。

第9号議案

吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

吉川市国民健康保険税条例（昭和30年吉川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>650,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>200,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>200,000円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>630,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>630,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>190,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>190,000円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p>

<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>9,000</u>円とする。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額）</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者の基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.8</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>8,000</u>円とする。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額）</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者の基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.6</u>を乗じて算定する。</p>
--	--

<p>(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,000</u>円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 市は、法第703条の5第1項の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>650,000</u>円を超える場合には、<u>650,000</u>円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>200,000</u>円を超える場合には、<u>200,000</u>円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 令第56条の89第2項第2号イに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,000</u>円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 市は、法第703条の5第1項の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>630,000</u>円を超える場合には、<u>630,000</u>円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>190,000</u>円を超える場合には、<u>190,000</u>円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 令第56条の89第2項第2号イに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険</p>
---	---

<p>者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>6,300円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>9,100円</u></p> <p>(2) 令第56条の89第2項第2号ロに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>4,500円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>6,500円</u></p> <p>(3) 令第56条の89第2項第2号ハに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>1,800円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>2,600円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等</p>	<p>者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>5,600円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>8,400円</u></p> <p>(2) 令第56条の89第2項第2号ロに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>4,000円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>6,000円</u></p> <p>(3) 令第56条の89第2項第2号ハに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>1,600円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>2,400円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等</p>
---	---

<p>割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 350円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 250円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 500円</u></p>	<p>割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 200円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 000円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 000円</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の吉川市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年2月27日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

国民健康保険制度の健全で安定的な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率等の改定をしたいので、この案を提出するものである。

第10号議案

吉川市手数料条例等の一部を改正する条例

(吉川市手数料条例の一部改正)

第1条 吉川市手数料条例（平成12年吉川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(手数料の徴収方法) 第4条 手数料は、申請のとき申請人から徴収する。ただし、電柱利用広告については、この限りでない。	(手数料の徴収方法) 第4条 手数料は、申請のとき申請人から <u>現金で</u> 徴収する。ただし、電柱利用広告については、この限りでない。

(吉川市建築基準法に基づく申請等に係る手数料条例の一部改正)

第2条 吉川市建築基準法に基づく申請等に係る手数料条例（平成12年吉川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(手数料の徴収方法) 第3条 手数料は、申請のとき申請人から徴収する。	(手数料の徴収方法) 第3条 手数料は、申請のとき申請人から <u>現金で</u> 徴収する。

(吉川市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第3条 吉川市行政不服審査法施行条例（平成28年吉川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項号を除く。）を削る。

改正後	改正前
<p>(審査請求人等への提出書類等の交付に係る手数料)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(審査請求人等への提出書類等の交付に係る手数料の額等)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項の手数料は、次のいずれかの方法により納付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 現金</u></p> <p><u>(2) 地方自治法施行令(昭和23年政令第16号)第156条第1項第1号に掲げる証券</u></p>
<p>(審査関係人への提出資料の交付に係る手数料)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(審査関係人への提出資料の交付に係る手数料等)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>2 第2条第2項の規定は、前項の手数料の納付について準用する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月27日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

市民の利便性の向上を図り、吉川市のデジタル・トランスフォーメーションを推進する

に当たり、デジタル技術を活用した、キャッシュレス決済に対応するため、この案を提出するものである。

第11号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区2号調整池工事（その1）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和5年6月30日まで
- 4 請負金額 変更前 444,400,000円
変更後 461,835,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市栄町1432番地2
氏名又は名称 名倉建設株式会社
代表者職氏名 代表取締役 名倉泰史

令和5年2月27日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和3年12月9日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区2号調整池工事（その1）の請負契約について、調整池法面部及び機械足場の地盤改良材の添加量を変更するとともに、地下水の流入を防ぐための遮水矢板の長さを一部短くすることから、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第27号議案

吉川市印鑑条例及び吉川市手数料条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
(吉川市印鑑条例の一部改正)

第1条 吉川市印鑑条例(昭和58年吉川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。) <u>第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の発行を受けた印鑑登録者は、当該利用者証明用電子証明書及び民間端末機(地方公共団体情報システム機構の公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明認証業務の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。)を用いて申請することにより印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。) <u>第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書の提供を受けた被登録者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの提供を受けたものは、当該個人番号カード及び民間端末機(地方公共団体情報システム機構の公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明認証業務の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。)</u>を用いて申請することにより印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>4 略</p>

--	--

(吉川市手数料条例の特例に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市手数料条例の特例に関する条例（令和4年吉川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>令和5年1月27日から令和6年3月31日までの間、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）<u>第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の発行を受けた者が、当該利用者証明用電子証明書及び民間端末機（吉川市印鑑条例（昭和58年吉川町条例第8号）第15条第3項に規定する民間端末機をいう。）を用いて</u>手続をした場合における吉川市手数料条例（平成12年吉川市条例第6号）別表1の項第4号及び第5号並びに同表2の項第1号、第8号、第10号及び第17号に掲げる事務に係る手数料の額は、同表の規定にかかわらず、1件又は1通につき100円とする。</p>	<p>令和5年1月27日から令和6年3月31日までの間、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）<u>第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書の提供を受けた者で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの提供を受けたものが、当該個人番号カード及び民間端末機（吉川市印鑑条例（昭和58年吉川町条例第8号）第15条第3項に規定する民間端末機をいう。）を用いて</u>手続をした場合における吉川市手数料条例（平成12年吉川市条例第6号）別表1の項第4号及び第5号並びに同表2の項第1号、第8号、第10号及び第17号に掲げる事務に係る手数料の額は、同表の規定にかかわらず、1件又は1通につき100円とする。</p>

附 則

この条例は、令和5年5月11日から施行する。

令和5年2月27日

吉川市長 中原恵人

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正により、個人番号カードの利用者証明用電子証明書のスマートフォン搭載が可能となり、当該スマートフォンによるコンビニ交付サービスの利用が令和5年5月11日以降順次開始されることが見込まれることから、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第28号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区2号調整池工事（その2）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和7年3月28日まで
- 4 請負金額 249,700,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県三郷市上口一丁目54番13号
コーポローザンヌB棟2号室
氏名又は名称 株式会社松永建設三郷営業所
代表者職氏名 所長 棚瀬貴之

令和5年2月27日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区2号調整池工事（その2）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。